

議 案 第 100 号

平成27年度栗山町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成27年度栗山町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（企業債）

第2条 予算第5条、起債の償還の方法について次のとおり変更する。

起債の目的	変更前	変更後
	償還の方法	償還の方法
1. 公共下水道事業債	30年以内（うち据置 5年以内）の半年賦元利均等償還及び半年賦元金均等償還、ただし、都合により償還期間を短縮し、もしくは繰上償還することができる。	40年以内（うち据置 5年以内）の半年賦元利均等償還及び半年賦元金均等償還、ただし、都合により償還期間を短縮し、もしくは繰上償還することができる。
2. 農業集落排水事業債		